

第五十五回国会 建設委員会 議録 第七号

昭和四十二年五月十二日(金曜日) 午前十時三十八分開議

出席委員

- 委員長 森下 國雄君
- 理事 木村 武雄君
- 理事 砂原 格君
- 理事 廣瀬 正雄君
- 理事 岡本 隆一君
- 理事 伊藤宗一郎君
- 理事 吉川 久衛君
- 理事 田村 良平君
- 理事 森山 欽司君
- 理事 渡辺 栄一君
- 理事 井上 普方君
- 理事 工藤 良平君
- 理事 福岡 義登君
- 理事 小川新一郎君

- 理事 正示啓次郎君
- 理事 丹羽喬四郎君
- 理事 石川 次夫君
- 理事 稲富 稜人君
- 理事 大野 明君
- 理事 佐藤 孝行君
- 理事 谷垣 專一君
- 理事 早稲田柳右衛門君
- 理事 阿部 昭吾君
- 理事 勝澤 芳雄君
- 理事 佐野 憲治君
- 理事 内海 清君
- 理事 北側 義一君

出席政府委員

- 建設政務次官 澁谷 直藏君
- 建設省住宅局長 三橋 信一君
- 建設大臣 西村 英一君

委員外の出席者

- 建設省住宅局住宅総務課長 角田 正経君
- 住宅金融公庫理事 岡本 静雄君
- 専門員 熊本 政晴君

五月十日

奈良、バイパスの平城宮跡通過反対に関する請願
外七件(長谷川正三君紹介)(第九一四号)
同外五件(斎藤正男君紹介)(第九三五号)
地代家賃統制令撤廃に関する請願(早稻田柳右
エ門君紹介)(第九三六号)
県道大分、西庄内、湯布院線の国道編入に關す

第一類第十二号 建設委員會議録第七号 昭和四十二年五月十二日

る請願(工藤良平君紹介)(第九九三号)
飯山市の千曲川堤防工事計画変更に関する請願
(中澤茂一君紹介)(第九九四号)
杉並区内の都市計画画街路補助第一二八号線拡幅
促進に関する請願(岡崎英城君紹介)(第一〇二
二号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出第三八号)

○森下委員長 これより會議を開きます。
住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題
とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
勝澤芳雄君。

○勝澤委員 住宅政策につきましてはまた別の機
会に私は質問させていただきます。とりあえず
住宅融資保険法について法律上のこまかな諸問題
につきまして質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、融資保険の対象である金融機関の
範囲を拡張した理由は、どうい理由であるかと
いう点からお尋ねします。

○三橋政府委員 たいまの御質問の金融機関の
範囲を拡大した理由は何かというところでございま
すが、これにつきましてはすでに提案理由等にお
いて大臣から申し上げましたように、従来銀行、
相互銀行、無尽会社、このようなものを対象とい
たしまして取り扱い機関にしておいたわけござ
います。最近の傾向から見まして、やはり零細
な住宅金融、つまり協同組合等によります住宅金
融がかなり行なわれております。と同時に、私ど
も住宅政策の一環といたしまして、やはり農山

漁村の住宅というものに相当程度力を入れていき
たい、それによって農山漁村の住生活というもの
を安定させてまいりたい、向上させてまいりた
い、そういうような意味におきまして、それらの
農山漁村あるいは中小の商業等を営んでおります
ものに対して融資をするような金融機関、そいう
ものを含めまして、金を貸しやすくする、かつ
て、民間の住宅建設の促進をはかってまいりた
い、そいう趣旨で拡張したいと思っておりますわ
けでございます。

○勝澤委員 そこで、一応農山中金あるいは商工
中金、信用金庫連合会についてはわかりますけれ
ども、信用事業を行なっている農協なり漁協の問
題につきましては、最近各所で金融の問題につ
きまして事故がときどき起きておるわけでありま
す。これらについてはやはり監査というも
のが十分行なわれていないということではないだ
ろうかと私は思うのですが、こいう点について
は、やはりこのような住宅融資保険の対象にして
も、別に十分な監督ができる、こいうようにお
考えになっておられるのですか。

○澁谷政府委員 たいま御指摘になりましたよ
うに、協同組合、あるいは漁業協同組合の一部に
おきまして、確かに不当融資あるいは不正融資と
いうような事件が発生しておることは、私も承知
しております。しかし、言うまでもなく、漁業
協同組合にしても農協協同組合にいたしまして
も、法律に基づいたこれは機関でございまして、
しかも農協あるいは漁村の金融の面におきまして
も非常に大きな役割りを果たしておることは言
までもございませぬ。したがって、当該の法律に
基づいて責任を持った機関が厳正な監督、指導を
していくのは、これは当然でございます。私
は、そいう点は遺憾なくやるということをお前提

にいたしました。たいま住宅局長からお答えい
たしましたような趣旨で、ぜひこの際そいうた
金融機関を拡大いたしまして、農山漁村の住生活
の改善に資してまいることが適当であるろう、かよ
うに考えておる次第でございます。

○勝澤委員 この金融機関の範囲の中で、労働金
庫だけが労働金庫連合会というものが入っていな
いのですが、その理由は。

○三橋政府委員 この制度によりまして保険をい
たしますのは、金融機関が、家を建てましたり宅
地を取得したり造成したりいたしました者に金を貸
して、それに対して保険するという制度ございま
す。したがって労働金庫の場合には——労働
金庫はこれは金融機関でございます。したが
りまして労働金庫の連合会には労働金庫を出した
りいたしますけれども、労働金庫の連合会そのも
のが直接個人に、家を建てるために金を貸した
りすることはない。したがって、そいう意味
味合いにおきまして、労働金庫の連合会につきま
してはこれを入れたかったということございま
す。

○勝澤委員 労働金庫の連合会もほかの連合会と
同じようなことになるならば将来は入れる、逆に
言うところ、こいうことよろしゅうございま
す。

○三橋政府委員 労働金庫がみずから家を建て
たり、そしてそれでその会員に住宅を供給する
というようなことの業務ができるということにな
りました場合、その労働金庫に連合会から金を貸
すということになりますれば、これは連合会も入
り得ると思えますが、そいうことにはなかなか
か、まずならぬらうというふうにお考えおる次
第でございます。

○勝澤委員 あとのほうが、局長、余分なんで
す。連合会もほかのようになつたらやります、こ

れだけでいいのです。私がかわって答弁するわけじゃないですけれども。

○森下委員長 岡本委員に関連質問を許します。

○岡本(應)委員 いまそういうふうな局長の御意見であります、昨年の国会で日本勤労者住宅協会法というのが成立いたしておりますね。そして労働金庫の連合会のような形のものとして労働金庫が融資し、それでもって家を建てる。それに対して、それと同じような業務を勤住協というのがやることになりましたが、それが今度入ってないのはどういふわけですか。うっかりして抜けたのですか、それとも何か特別の理由ではずしてあるのですか。

○三権政府委員 お答え申し上げます。

これは日本勤労者住宅協会法の三十九条という条文がございます、労働金庫の業務等がきめてございますが、この日本勤労者住宅協会に對して資金の貸し付けの業務を行なうことができるということが書いてございます。したがいまし、日本勤労者住宅協会はここから金を借りられるという事になっております。

○岡本(應)委員 第二十三条で、協会は「勤労者のための住宅の建設、貸貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。」となつております、この譲渡というのは、やはり長期分譲でございますから、したがって、いわゆる金融といった形になるわけでございますね。だから、そういう意味では、これは同じように扱われるのじゃないですか。

○三権政府委員 お答え申し上げます。

確かに勤労者住宅協会は譲渡を行なうということになっております、これが長期の譲渡であるという事はございますけれども、しかしながら、預金を入れまして、そしてこれを貸すという制度には、勤労者住宅協会はなっておりません。したがいまし、この譲渡というのは、貸し付けであるというふうには書いておりません。物の分譲でございます。

○岡本(應)委員 もう一ぺんよう研究してください。

さい。

○勝澤委員 わからぬね。

それでは次に、この融資保険を一応予定した計画ですね、言うならば保険の予定価額といえますか、それと成立した保険額といふものを比べてみますと、実績が、比率が低いわけですね。いうならば、三十九年度の保険契約の予定と実際に成立した保険、こういうものが低いわけですね。それを三十九年、四十年、四十一年、三年度にわたって、予定と契約実績、パーセンテージ、これをちよつと示してみたいませんか。

○岡本説明員 お答えいたします。

三十九、四十、四十一年度を申し上げますと、予定をいたしました保険価額合計額は、三十九、四十年度は五十七億円、四十一年度は七十六億円でございまして、これに對しまして付保いたした保険価額は、三十九年度は十四億三千四百万円、四十年度は十四億九千九百九十九万円、四十一年度は二十六億七千二百万円でございます。率につきましては、三十九年度は二五%、四十年度は二五%、四十一年度は四〇%でございます。

○勝澤委員 それでは次に、これはちよつと数字は無理かと存じますけれども、各金融機関の住宅貸し付けと、それから融資保険で貸した分の比率はおおむねどのくらいになりますか、おわかりになりましたらひとつ、おおむねでけっこうです。

○岡本説明員 現在のところちよつと資料をそろえておりませんので、まことに恐縮でございますが、わからないのでございます。

○勝澤委員 いまの保険の計画からいいますと、三十九年度、四十年度は二五%しか保険をかけてあるものがなかった、四十一年度は四〇%。しかし一方、金融機関の住宅貸し付けの量というものは相当な部分だと思つて、パーセンテージはわからないにしても、住宅貸し付けに相当部分出しておきながら、保険にかけているものはほんのわずかしかなない。これは常識的に考えてみても、パーセンテージとしては相当低い。ですから、融

資保険を受けている住宅貸し付けというものはほんのわずかしかなない。しかし一方、融資保険をかけられるワケはある。そのワケが消化されていぬ。それは一体どこに原因があるのか、これは公庫より建設省ですか、どちらですか、その点ひとつお聞かせ願ひたい。

○建設省委員 この点はいろいろとその原因があると思つてございまして、まず一番大きな原因といたしましては、従来の保険のてん補率が八〇%であったということ、これは金融機関のほうからは、八〇%ではやはりそこに非常に危険度が高い。そこで、できればこのてん補率を一〇〇%、少なくとも九〇%程度に引き上げてもらいたいという強い要望があつたわけでございます。そこで、今回の改正案におきましては、てん補率を九〇%に引き上げることいたしましたおるわけでございますが、これが利用度が少なかった一つの大きな原因であつたと考えております。

それから第二の原因といたしましては、今回の改正案で提案いたしておりますように、これを利用する金融機関が限定されておつたということ、これが第二の原因でないかと思つてございまして、第三の原因といたしましては、こういう制度があるということが周知されておらなかつた、PRに欠ける点があつたわけでございます。こういう点も第三の原因ではないかと思つてございまして、

そこで、ただいま申し上げたような主要なる原因と考へられておりますてん補率の引き上げ、それから、これを利用する金融機関の拡大、これを今回の改正において実現をしたいということ、御審議をお願いした次第であります。

○勝澤委員 まあ私はおおむね妥協な解釈のような気がいたしますけれども、そこで、保険の契約をした実績、それから保険金を支払つた実績、こういうことから見てみると、まず第一の保険のてん補率八〇%が九〇%になれば、少しはよくなるでしょう。少しはよくなるでしょうけれども、実

質的にいままでの保険金支払いの実情から考えてみると、何といひますか、相当銀行は貸し付けについては深い立場でやつてきていることは間違いないわけですね、回収率がいいということを見てみれば。

そこで私は、最初回収の問題から聞いてみますと、この法律制定から今日までの保険金支払いの実績、それが回収された状況、件数と金額、こういう点について御説明願ひたいと思つております。

○岡本説明員 御説明申し上げます。

住宅融資保険制度が改正されてから現在まで、現在というのは四十二年の一月末でございまして、保険金を支払いたしましたもの五十四件、五千四百三十二万二千円でございます。そのうち、一たんこれは支払いまして、また銀行が貸し付け金を回収いたしますと、分納で私どもが受け取りました。それが戻りまして、その回収したものの、件数にいたしまして四十六件、二千九百四十四万一千円になっております。なおそのほかに利息といたしまして七百五十三万九千円を回収いたしております。したがいまし、残額といたしましては現在のところ、今年の一月末でございまして、二千五百八十八万一千円が回収未済、そういうことになっております。

○勝澤委員 そうしますと、この法律ができて十年の余たつて、保険金を支払つて、いま未回収になつて居るのは二千五百八十八万円、これでいいわけですね。そうしますと、これは掛け金から考えてみますと、なかなか考えますと、なかなか危険率が低いわけですね。そういうことになりまして、私は、逆に言うと、この保険会社はもうかつて居る。国が保険をやる姿勢としてやはり少し問題ではないだろうかという気が実はするわけですね。そうすると、やはり掛け金を下げる必要があるのではないだろうか、こう思つておられるわけですね。しかも、この二千五百八十八万円にしても、全部とれないかというならば、担保をしっかりとつてあるわけでありまして、またこれが減つていくことは間違いない、回収されていくことは間違

いないわけです。そうしますと、いま八〇%でありながらなおかつこの程度だということを考えてみると、やはりこの際の掛け金の問題は少し考へるべきじゃないだろうか。そこで、この保険掛け金というものは、実は金融機関が払っているのではなくして、やはりお金を借りる人が払っていると私は思うのですが、お金を借りる人が払っているという立場ならば、今度の法律改正によって、お金を借りる人がどれほど金利が軽減されるのか、これはどうなんでしょうか。

○澁谷政府委員 たいだいまの御指摘の点非常にこともつともな御意見だと思ひます。先般も岡本委員から同様な御質問があつたわけでございます。確かに御指摘のように、利用者の負担というものをできるだけ軽減することが望ましいことは言うまでもございませぬ。そこで今回の改正案におきましては、従来の百万分の三十から百万分の二十六に軽減の措置をいたしたわけでございます。ただ、先般の岡本委員の御指摘にもございませぬように、この軽減の措置が少し足りないのじやないか、もっと大幅に軽減をしたらどうかという御意見があつたのでございませぬ。確かに一つの考え方だと思ひます。ただ私どもの立場といたしましては、できるだけ安全率を見て、堅実な態度で漸次に改善をしていくことが適当ではないかという考へに立ちまして、とりあえず今回三十から二十六に軽減の措置をとることにいたしましたわけでございます。これで実施いたしてみ、さらにこれを軽減する余地があるということになりました場合には、さらにさらにこれを漸次軽減の措置をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでありませぬ。

○勝澤委員 政務次官にお尋ねしますが、百万分の三十から百万分の二十六に下がりましたが、掛け金は百万円で幾ら下がったのですか。
○岡本説明員 お答えいたします。
料率が従来は百万分の三十でございしましたが、これは保険金額に対して百万分の三十でございませぬので、貸し付け金に対しますと、貸し付け金に

ます。○八をかけたまま、つまり八掛けにしまして、それに対して百万分の三十、今度は貸し付け金の九掛け、○・九をかけたまま、それに対して百万分の二六でございませぬので、保険金として大体貸し付け金百万円当たりはあまり変わらないうわけでございます。ただし事故が起りましたときに支払う保険金の額は、従来は貸し付け金の八割でございませぬのを今度は九割にするわけでございます。その点で金融機関としましては保険が有利になる。したがって、貸し付け金も貸しやすくなる。従来は危険率が非常に高いものは貸しにくかつたのですが、危険率が実際は下がつたような作用をするわけでございます。

○勝澤委員 私の質問は、いま政務次官に聞いてあなたがかかりに答弁したのですが、百万円借りて従来は金利が幾らだったけれども、今度の改正で幾らになったか、軽減されたか、軽減されたと言ふけれども、利用者の利子負担は幾ら減つたのですか、こういうことです。
○岡本説明員 いまは概数を申し上げましたが、こまかく申し上げますと、百万円について一日六十銭は減ります。

○勝澤委員 いや、百万円で年幾らであつたのが今度は年幾らになつたか、こういうことを聞いておるのです。一番簡単でしょう。百万円で年幾ら払つておつたけれども、今度は百万円で年幾らになつたかということですか。
○岡本説明員 計算いたしますから、ちよつとお待ちください。——申しわけございませぬが、いま一日だけの計算ができましたのでお答えいたしますと、一日について百万円について従来は保険料は二十四円でございませぬが、今度は二十三円四十銭になりまして、結局六十銭だけは下がつておる、こういうことになりませぬ。

○勝澤委員 ですから、それは一日六十銭ですけれども、年で計算してみてください、別にそうむずかしいことではないのですから、それでいま政務次官の認識のとおり掛け金を下げたという認識になるかならないかということをお尋ねいたします。

いて、それから次に進みますから……。
○角田説明員 お答えいたします。
百万円につきまして、従来は八千七百六十円でございませぬのが八千五百四十一円になりまして、二百十九円の減になりませぬ。

○勝澤委員 そうしますと、利用者は年に二百十九円金利負担が減つた。銀行のほうは二十万円の危険負担が十万円になつた。こうなるわけですね。そうですね。百万円についていままで二十万円の危険負担があつた。それが十万円になつた。そうするとこの改正というものは、利用者に対して借りやすくなるよりも銀行が貸し出しやすくなつたといふことだけですね。ですから、これは金融の立場からものを見ておるわけですね。銀行が貸し出しやすくなつた。しかし利用者の負担というものは何も変わらぬ。これは政務次官、そうなんです。それから、あなたが言つておる、百万分の三十が百万分の二六になつた、だから掛け金を減つたといふ認識とは違つたといふことだけをあなたも知つてもらへばいいわけですね。私も実は掛け金が減つたと思つたわけですね。減つたと思つた計算をしてみたら、百万円かける百分の九十かける百万分の二六になつたわけですね。いままでは百万円かける百分の八十かける百万分の三十だつたわけですね。ですから、百万分の三十が二六に減つたからといつて四減つたかと思つたら、四減つたわけではない。八十というものが九十に上つたわけですから、結局その分を合わせるためにちよつと操作をしただけであつて、銀行そのものは二十万円の危険負担が十万円になつた、そういうふうになつておるのです。ですから、これは借りる人が借りやすくなつたといふ金利負担から私は見ておるわけですが、銀行の立場からいふならば、いままで八割の保証だつたのが九割保証になつたから貸し出しやすくなつたといふことは言えます。しかし今度は借りる立場からものを考へてみると、金利負担というものはそう減つていない。言うならば年に二百十九円減つただけだ、こういう認識に立つわけですね。それでいいわけ

すね。もし違つておつたら言つてください。それでよければいいと言つてくださる、次に進みますから。
○澁谷政府委員 確かに御指摘のとおりでございます。ただし、確かに御指摘のような問題を含んでいることは事実だと思ひますが、ただ住宅あるいは宅地を取得するに際してどうしてもやはり金が必要なのでございませぬから、その金を借りやすくなるというところがやはりこの住宅建設を進める上において大事なポイントだと私も考へておるわけでありませぬ。したがって今回の改正案におきまして、金融機関が従来よりも安心して貸しやす、こういう条件をつくつておることは事実でございます。それから利用者の手数料あるいは金利負担といふ点、この軽減が非常に少ないといふことは御指摘のとおりでございませぬが、ただいまお尋ねいたしましたように、私どもはこれで十分だと考へておりませぬ。とりあえずこの改正案で実施をいたしてみまして、その実績を見た上でさらにさらにこれを漸次的に軽減の措置をやつてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○勝澤委員 政務次官もこの百万分の三十と百万分の二六のマジックがおわかりになつたようでありませぬから、私はわかつていただけばいいわけでありませぬ。
ただ、金融機関として貸し出しがしやすくなつたといふことは認めませぬ。そこで私は、九十になつたからといつて貸し出しがしやすくなつたといふ銀行の姿勢について、やはり住宅貸し付けをやる建設省の立場からこれを考へなければならぬと思ふのです。住宅金融公庫といふものは窓口を持つていないわけ、各金融機関に窓口を持つておるわけですから、逆に言うならば保険をつけるような貸し出しをしない。金融機関については、住宅貸し付けという片方のワクの問題があるわけですね。ですからこれは両刃になつておるわけですね。もつと住宅融資保険をかけるような貸し付け条件の悪いもの、こういう自力で建設をしたいと

み立て金をとやかく取りくずすぐらいの貸し付けをやるのが住宅が建たることです。そうじゃありませんか。それがもうかかっておるといふのはどういふことですか。もうかかっておるといふことは、民間の一保険会社と住宅融資会社と何も変わりがないといふことになる。国の保険經理の考へ方としては、国としてこういう保険をやる考へ方の基本は、何か住宅の建設を促進しようとするのか、住宅建設の促進をするよりも住宅建設で貧乏な人がうちを建てるときに保険をかけたせて金もつけをするのがこの融資保険じゃないか、極端に言うところなるじゃありませんか。ほかにはないですよ。そうしてまいりますと一体掛け金は何のために徴収するのか。掛け金は何を根拠に徴収するのか。それから掛け金額の根拠といふのは、一体百万分の三十なり百万分の二十六といふのは、何を根拠に行なわれているのか、こういう点について御説明願いたい。

○濶谷政府委員 御指摘のように、利益金が一億数千計上されておる。しかも、基金は手つかずに残っておる。これでは国が政策としてやっておるその意味がないじゃないかという御指摘は、現状においては私はそのとおりだと思ひます。ただ、この制度本来のねらいとするところはさうではないのでございまして、できるだけこの制度を大ぜいの国民に利用していただく、大ぜいの方が利用すれば当然そこに相当の危険が発生して行くわけでありまして、その危険が発生した場合に基金を取りくずして充当しようといふのがこの制度のねらいであるわけではございませんが、先ほど来の御指摘にもございましたように、遺憾ながら、この制度が充足して十年たつておりますけれども、現実にはこの制度を利用される方が非常に少ないわけでございます。それからもう一つは、てん補率が従来八〇%であったということから、先ほど先生御指摘になったように、金融機関がこの制度の利用について積極的な姿勢に欠ける点があったといふことも私は事実だと思ひます。そういうことで、金融の貸し付け自体が非常に厳正な

態度でやってきたのではないかと。したがって、危険の発生が少なかつた結果として利益金が計上されておる。これが現実だと思ふのです。したがって、結論的に申し上げますと、制度のねらつておるところと現実の運営といふものがマッチしておらぬ。ここにたゞいま御指摘のような点が出、結果が出てきておるわけでありまして、そこで、私もこの現状ではいけない。これを改善して制度本来の目的を達成するように、国民の多くの方がこれを利用できるように、金融機関もまた、あま安全第一主義といふことだけではなしに、積極的な姿勢でこの制度をどんどん利用させるような努力をしていく、そういうことになってまいります。当然危険度も高まってくるわけではございません。そういうことになりまして、この利益が計上されるどころではなしに、逆に欠損が出てくるというところも当然予想されるわけではございません。そういう事態には、この基金を取りくずしてこれに充当していき、制度本来のねらいとするところまで、この制度が現実に運営されておらぬ。そこで、制度本来の目的の方向に向かって大きく前進していき、この制度が今回の改正のねらいであるわけではございません。

○勝澤委員 それは改正のねらいは違ひます。あなたの言つておる改正のねらいとするならば、それはやはり百分の八十でなくて百分の九十に上げた程度ではだめです。これは十年間の実績が物語つておるじゃありませんか。金融機関の態度といふものが問題になっておる。これは百分の九十なり百分の百にしなければ貸し出しが促進されないといふのは明確なことです。それからまた掛け金の率の問題です。百万分の三十を百万分の二十に下げた。掛け金は下がったとあなたは錯覚しておられたけれども、説明を聞いたら二百十九円、私も聞いて錯覚しておつて、どうもおかし。掛け金が下がつておるんじゃないかと思つておつたところも下がつておらない。掛け金が最後に二百十九円だ。それじゃ下がったことにはならぬ。こういうふうな考へてみると、制度そのものについては

よかつた、しかし現状が悪いということになれば、やはりそのてん補率を、九〇を一〇〇%に近づけるといふことは、やはり掛け金をもつと下げざる、銀行も貸し出しよくなるし、一般の人も金利負担が少なくなるというところを、両面やらなければいかぬわけですね。もしあなたの言うことが是とするならば、これから十年間のこの保険經理の試算を一応して見ていただきたいと思ふ。試算をしてみても、そうして基金が取りくずしになります、積み立て金が取りくずしになります、計算をしてみてもいいです。農協を入れたあるいは漁協を入れたから、非常に危険ですから、あぶない貸し付けをしますから、これは取りくずしになります、そういう答弁でもいいですけれども、しかし、それでも住宅資金といふものは担保をしっかりとつておるわけですから、担保をしっかりとつておれば、土地なり建物なり担保をしっかりとつておれば、そんなに危険負担は、ないと思ふのです。いままでとそう変わらない危険負担になる。危険負担があるかないかといふことは、それはこれはではなくて、それは住宅金融公庫でも、よその金融機関でも、これは実績として十分数字があるはずだと思ふ。これは大蔵省で見ると、住宅金融公庫で見ると、建設省が住宅建設という立場から住宅建設の危険負担といふものがどのくらいあるかといふことを精査する。住宅金融機関の言ひなりに、大蔵省の言ひなりに住宅建設を進めておつたらいつまでたつても問題は解決しないと思ふ。これは私の意見ですが、よく聞いておいていただいて、それから、それではなぜ掛け金が下がらないか。たとえば事務費の点を一つ取り上げてみる。事務費の詳細について計算を聞きました。この事務費を保障經理の中でそのまま住宅金融公庫が吹かかけているわけですから、民間の考へ方と何にも変わりはない。国として融資保険をやる考へ方といふものが民間の保障經理の計算と何ら変わりのない計算をしていく。その点、国として融資保険をやる特質がどこ

にあるのか。その特質があることによつて民間の住宅の建設が促進されるのだ。その点をひとつ御説明していただきたい。国として融資保険をやっている。その現状から見ると、これは一般ではできないことを国がやっているのだ、經理計算の中で、そのことが民間建設を促進しているのだ、こういう御説明をしていただきたいと思ふのですが……。

○岡本説明員 お答えいたします。住宅融資保険につきましては、政府が無償で出資をいたしておりまして、普通の民間の保険会社がやる場合におきましては、基金に相当する部分につきましても、相当利潤がなくてはできないわけでございます。ところが国が出資いたしておりますので、その分は見なくてもいい、そういうような点がございまして。

なお、御返事があと先になりましたが、住宅金融公庫が普通の金融機関、保険会社と同じような經理をしていくという御指摘がございましたが、これにつきましては、住宅金融公庫法第二十六条の二に、保険の勘定を別に經理し、融資保険を住宅貸し付けと別に經理し、この規定がございまして、この規定からいまして、融資保険の収入、支出、収益、損失はそれぞれ独自として經理するということになっておるわけでございます。したがって、この点は法律におきましても予想しているところではございまして、それは問題はないのではないかと考へております。

そこでまた前の問題に戻りますが、結局、政府がやっている意義はどうかといふことは、政府が基金を無償で出資して使わせるということ、それから政府が基金を出資しているということ、保険の信用度が非常に高まって活用しやすくなる、そういうことが国がやっている意義かと存じます。

○勝澤委員 そこで、四億なり、今度は五億基金があるわけですから、それから積み立て金が一億から一億三千万、今度は一億六千万となるわけですね。この基金なり積み立て金の運用利回りは私

うかと思っております。いずれにいたしましても、この制度のPRをもう少しやらないと、いまのような実績では、どうも金がありながらうまくいかないというところがございますから、せつかの御意見もいろいろ含めまして、私もこのほうはあまり詳しくありませんが、政令等をきめる場合にははたいたの御趣旨に沿うて、十分利用者の便をはかりたい、かようなことをお約束申し上げる次第でございます。

○勝澤委員 私のお言っているのは、建設大臣のようないふ言いで言っているのです。あなたの答弁は大蔵大臣の答弁です。それでは大臣、住宅建設が進まないのです。ですから私は経理を計算してみたいわけです。日歩を百万分の二下げるにはどうしたらいいか、計算したら計算が成り立つのです。その下げる、あるいは補率、付加率を、百分の九十を九十五なり百にすることによってどうなるかというのを考えてみると、それは大蔵省の言っているようにはならぬです。住宅金融公庫のやっているようにはならないです。かりに極端な例を言っても一〇〇%見ますといつても、金融機関が無限にどんだん金を貸すかといつても、そうではない。必ず土地なり、あるいは建物なり、その評価を六割なりあるいは七割しか見てないわけでありまして、長い将来かかってくるわけ返ってくることは間違いないわけですから、そういうふうなことをいけば、それは大臣、あまり財源がどうかとかいふことではなくて、いまの日本の政治というものは大蔵大臣があつて、あとの大臣はその下にあるような気がするわけです。あと道路問題で質問をしますけれども、七兆六千億の計画になつておるわけでありまして、大蔵省は道路、住宅のことはわかつていない。そういうところがものをきめておるのだから、大問題だと思つておるのです。そういう点で特に大臣にも政務次官にも住宅局長にも、大蔵省の言ひになつたつちやだめだ、住宅金融公庫の言ひになつたつちやだめだ。計算してみればもつと下がるではな

いか、それが下がるか下らないかが、建設省としての住宅計画ができるかできないかということ。極端に言いますと、いまのこの融資保険の考え方は、これは大蔵省の住宅政策であつて、建設省の住宅政策じゃないのです。掛け金が何も変わつていないのです。何もこれでよくなるということはないわけですから……。まあ一年か二年、私のほうは十年間の実績がありますから、実績を見るまでもなくわかつていますが、皆さんのほうは見なくてはいかぬ。ひとつ大蔵省の建設省でなくて、建設省の立場でやつていただきたいと思ひます。

そのくらいで、あと住宅政策その他は別の機会にお伺ひいたします。

○西村國務大臣 勝澤さん、それだけ言いますと私もちょっと言ひたいのです。てん補率も八十であつたのが、これは現在のてん補率の最高まで引き上げたのです。これからは努力すると言つておるのです。だから、大蔵大臣の立場でなく、私は家を建てればいふのだから、だから十分計算はいたします。あなたのようにとことんまで計算はいたしませんでしたが、せつかく御協力賜りまして、住宅の建設に努力したい、かように思つておる次第でございます。

○森下委員長 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○森下委員長 速記を始めてください。

岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 ただいま勝澤君の質問によりまして明らかになつたことでございますが、この法律案の改正というのは一応てん補率を上げることによつて融資の安全性を高め、それによつて住宅融資を促進しようという考え方に立つものであります。しかしながら保険料の引き下げが、百万分の三十から百万分の二十六に料率は下がつておられますけれども、しかし実質的にはてん補率が上がったことによつて引き下げにはほとんどなつておらない。しかしながら一面、これはこういうふうな保険を金融機関のほうでつけなければなら

ぬという債務者が、住宅は建てたいがしかしながらどうも資力の点で銀行からも信用がない。そういう人であればあるほどやはり利率が高ければよい苦しいのです。だからその利息の上に保険料がかぶさるわけでありまして、その料率を下げるといふことも、今度は銀行は一応安全性が高まることによつて貸しやすくなる。しかしながら一方では、料率を下げてやることによつてまた家を建てようとする者も借りやすくなる、家が建てやすくなるということでございますから、これは住宅建設の促進のためには両面の改正をやらなければいかぬと思ひます。したがって、ひとつこの際、せつかく百万分の三十から二十六まで下げられるのでございますが、これをもう一歩引き下げることにしまして、融資を受けようとする者の立場も十分配慮するよう、政府がこの法律を施行されるにそつと政令改正の際に、そういう措置を講じていただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 最も建設省といつたしましては重大な事項であります住宅の問題でございます。ただいま皆さま方から強い御要望もありませんし、また私もそう思ひますから、極力努力をいたしたい、かように思つておる次第でございます。(拍手)

○岡本(隆)委員 これは、ただいま理事会を開いて附帯決議をつけたというわけわれわれの要望に於いて大臣の言明をしていただくという野党の理事間の申し合はせに基づくものでございまして、十分このただいまの御言明は附帯決議にかわるものといふふうな御理解の上で善処していただくよう、特にその点強く御要望申し上げておきます。

○森下委員長 これに本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○森下委員長 これより討論に入る順序でありまして、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

住宅融資保険法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おほかりいたします。

ただいま可決されました本案に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決します。

〔報告書は附録に掲載〕

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くことといたし、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和四十二年五月十七日印刷

昭和四十二年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局